

台湾法規制情報

紡織品検査制度が改正されます

2020年5月から6月にかけて、台湾經濟部標準檢驗局にて紡織品検査制度改正の説明会が行われました。主な内容は下記の通りであり、これらの改正は2020年12月1日より適用される予定です。

<安全基準の変更>

- ・制限物質にPFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)が追加されます。
- ・NP(ノルフェノール)とNPEO(ノルフェノールエトキシレート)の規制範囲が、全年齢層に拡大されます。
- ・CNS 15291の2019年版が適用されます。

CNS 15290 : 2019 紡織品安全規範

| 項目 | 対象 | 基準 |
|---------------------|-----------------|---------------------|
| ホルムアルデヒド | 乳幼児品 | 20 mg/kg |
| | 肌に直接接する製品 | 75 mg/kg |
| | 肌に直接接しない製品 | 300 mg/kg |
| アゾ染料 | 全年齢の繊維製品 | 30 mg/kg |
| 溶出カドミウム | 付属品 | 検出されないこと |
| 溶出鉛 | 12歳以下用繊維製品の表面塗料 | 90 mg/kg |
| 有機スズ化合物 (TBTおよびTPT) | 乳幼児用 | 0.5 mg/kg |
| | その他 | 1.0 mg/kg |
| NPおよびNPEO | 全年齢の繊維製品 | 合計1,000 mg/kg※ |
| PFOS | 繊維製品またはコーティング剤 | 1 µg/m ² |
| コード及び引き紐 | 子供用衣類 | CNS 15291 : 2019に適合 |

※2020年11月30日までは、NPとNPEOそれぞれ1,000 mg/kg

<乳幼児品の定義の変更>

- ・乳幼児の定義に「体重15kg以下」の条件が追加されます。

「乳幼児用衣類および服飾雑貨」の検査範囲

| 現行 | 改定後 |
|---------------------------------|---|
| 24か月以下または身長86cm以下の乳幼児が着用・使用するもの | 24か月以下、身長86cmまたは 体重15kg以下 の乳幼児が着用・使用するもの |

<その他変更>

- ・BSMI(台湾經濟部標準檢驗局)から購入する商品検査マークが廃止されるため、事業者が自ら商品検査マーク※を印刷することが必要になります。

※乳幼児衣類および服飾雑貨、タオル、寝具、下着などの対象品に対して検査基準に適合していることを示すマーク



廃止される商品検査マーク

<説明会資料はこちら>

<https://www.bsmi.gov.tw/wSite/public/Data/f1589793251477.pdf>

お問い合わせ先
 (一財)カケンテストセンター 国際部
 TEL: 03-3241-7309